

エステティック事業における 適正な施術の在り方について

**—美容レーザー脱毛とケミカルピーリングの
適正な施術の在り方について—**

平成14年3月

経済産業省 サービス産業課

1. はじめに	1
2. 美容レーザー脱毛について	1
(1) 美容レーザー脱毛の内容	1
(2) 美容レーザー脱毛の市場規模	2
(3) 美容レーザー脱毛に関する苦情・相談の状況	3
(4) エステティックサロンにおける適正な施術の領域	4
(5) 施術者の資質、技能水準の確保、向上	5
(6) 適正な施術を確保するための課題と取り組みの必要性	5
3. ケミカルピーリングについて	6
(1) ケミカルピーリングの内容	6
(2) ケミカルピーリングの市場規模	7
(3) ケミカルピーリングに関する苦情・相談の状況	7
(4) エステティックサロンにおける適正な施術の領域	8
(5) 技術者の資質、技術水準の確保、向上	9
4. 適正な施術に向けての取り組みとエステティック業界の今後	10
(1) エステティックサービスの展開	10
(2) 適正な施術のための関係当事者による取り組み	11
資料	12
検討委員・検討経緯	21

エステティック事業における適正な施術の在り方について

1. はじめに

エステティック産業は、健康や美しさへの志向の高まりを背景として、多様なサービスや料金形態を消費者に提供していくことで、癒し系のサービス業の中心的な存在として発展が期待されている。

一方、エステティックサロンにおける顧客への施術に関する苦情・相談が消費生活センター等の消費者相談機関に多く寄せられている。エステティックという業態が消費者の信頼を獲得していくためには、施術の安全性を確立し、サロンの現場で徹底していく必要がある。

このため、エステティックサロンでここ2、3年で普及し、消費者からの安全性についての苦情・相談が増加しつつある施術（レーザー脱毛、ケミカルピーリング）について、施術の現状を把握するとともに、エステティックサロン事業者及び当該分野に知見のある医師、学識者を交えて、今後のエステティックサービスにおける適正なレーザー脱毛、ケミカルピーリングの施術の在り方を検討した。

2. 美容レーザー脱毛について

(1) 美容レーザー脱毛の内容

エステティックサロンで行う美容レーザー脱毛は、ボディトリートメントのスキンケアの一環として行うもので、病的な要因など治療目的ではなく、美容上好ましくないむだ毛の手入れで、除毛、減毛を目的とするものである。

1995年にアメリカで開発されたレーザー脱毛及び機器は（FDA米国食品医薬品局販売許可）、翌年には医療機関向けの機器が日本にも導入され、その後、一般サロン向けの機器も拡がりつつある。ここ2、3年は、レーザー脱毛に対する関心は高まっており、現在、全国のサロン内で約3000台が導入されているといわれている。

女性だけでなく男性においても、美容に関する意識の向上がみられること、女性の社会参画の進展や経済力の向上等を背景として、消費者の日常生活における美的向上心を満たすレーザー脱毛は、従前の脱毛法よりもより短時間と、少ない苦痛で、効率的にむだ毛の処理ができるとされていることから、消費者の認知とニーズは拡大しつつある。

事業者にとってレーザー脱毛は、従前の電気脱毛よりも技術習得に要する時間と経験が相対的に少なく、施術技術者の養成が容易であること、機器の導入はリース等による対応が可能で設備投資額が小さいこと、明確な脱毛効果が得られ、消費者に対する訴求力があることなどの利点があると考えられている。

また、機器の導入によって、より多くの消費者需要に応えることができ、収益力の向上が期待できるとみられている。したがって、レーザー脱毛（レーザー類似機器も含む）は、エステティック事業者、消費者のいずれにとってもニーズがあり、市場が拡大する素地があると考えられる。

一方、レーザー脱毛の急速な普及に伴う機器自体や機器操作に関する安全性や施術者の教育訓練に関して、懸念も持たれており、適正な施術サービスを顧客・消費者に提供していくことが、個々のサロン、事業者、業界団体の重要な課題となっている。

関係者の間では、レーザー脱毛が永久的な脱毛効果をもたらすか否かについての議論がある。エステティックサロンにおける美容レーザー脱毛について、エステティックサロンの施術者は、施術によって身体へ危害が発生した場合、医師の資格も無く適時適切な治療を行うこともできない以上、出力レベルを抑制するべきであり、いわゆる「永久脱毛」を施術として行うことはもとより、標榜することもすべきでないとの指摘がある。

また、そもそもエステティック事業者自身による顧客の意識に対する見方として、最近の顧客（女性）は、美容室に通う感覚で定期的にエステティックサロンを訪れ、サロンの雰囲気を愉しみながらスキンケアの一つとして気軽にむだ毛処理をするようになっているとの意見もあり、脱毛に関して、顧客がエステティックサロンに求めるニーズは、いわゆる「永久脱毛」のようなものではないとの指摘もある。

（2）美容レーザー脱毛の市場規模

現在、エステティック業界向けのレーザー脱毛機器は約3000台といわれている。そのうちの約60%は店舗数1～3店舗の小規模サロンが導入していると見られる。新たに美容レーザー脱毛をサービスメニューに導入するサロンがあるほか、異業種からレーザー脱毛サロンへ新規参入する企業も見受けられる。

エステティック業における美容レーザー脱毛の普及状況について、最近の実態調査（「エステティックサロン業の実態に関する調査」（2001年7月、経済産業省））によると、回答が得られた調査対象サロン（1,095）の15.2%が施術を導入しており、サロンでの総売上に占める美容レーザー脱毛の売上げは、10.0%を占め（電気脱毛の売上げの約1／2）、既にエステティックサロンの有力な収益源となっている。

今後とも女性の社会参画の進展、高齢化社会を背景とした美意識の変化で快適な生活を享受しようとする指向性の高まりを考え合わせると、エステティックサロンにおける脱毛需要は増大するものと思われ、美容レーザー脱毛に対する関心も更に高まることも予測さ

れる。

消費者の美容意識の向上は、提供を受けるサービスに対する要求の質的な変化や期待感等に多様性をもたらしている。

エステティックサロンにおける施術サービスである美容レーザー脱毛に関して、医療の現場からの見解として、レーザー脱毛を希望する顧客（女性）は必ずしも永久脱毛を望んでおらず、2~3ヶ月の間のむだ毛処理の煩わしさが避けられる除毛・減毛で満足しているのではないか、また、医学の専門知識や身体への損傷が発生した際の対処法を持たないエステティックサロンが永久脱毛を追求すると、顧客に危害発生をもたらすリスクが高いのではないか、といった意見がある。

エステティックサービスは多様化し、変化する消費者のいわばエンジョイ・グッド・ライフ（日常的に快適な生活）のための施術サービスの一つである以上、消費者の求めるニーズに応えつつ、消費者・事業者双方が望まない傷害のリスクを回避するというバランス感覚が業者側に求められている。

（3）美容レーザー脱毛に関する苦情・相談の状況

エステティックサロンにおける美容レーザー脱毛による皮膚トラブルの大半は、サロンの施術者の知識不足と未熟な技術によるものだといわれている。美容レーザー脱毛を導入しているサロンによると、電気脱毛の施術をある程度経験した者は、脱毛や皮膚について、基本的な知識があることからトラブルを起こすケースは少ないとみられている。

また、施術による顧客の身体に関するトラブル発生の背景には、レーザー機器の導入初期において、サロン側が永久脱毛をアピールしたいと考えたことに対して、先行メーカーの中に永久脱毛を謳って高い出力レベルを設定した機器の販売活動を行った例が見られたことも指摘されている。

エステティックにおける施術サービスは、人が人に行うパーソナルケアであり、個体差（毛量、毛質、肌質、刺激に対する顧客の反応性、生活環境等）を充分に把握するための関連する知識の修得や技術訓練が必要である。

昨年6月に国民生活センターが公表したレポート（「エステティックサービスによる危害の現状と安全確保の方策」、国民生活センター、2001年6月公表）に記載のあるトラブルの事例について見ると、例えば、「施術方法：毛根に針を入れレーザー光線を当てる／発生した身体被害・脇の下が黒くなり、金属アレルギーになった／治療期間・半年間」というケースがある。

また、「施術方法・レーザー脱毛／発生した身体被害・熱傷、毛穴に沿って水疱、かさぶた／治療期間・3週間以上」というケースもある。

これらのトラブルが発生した経緯の詳細は明らかではないが、脱毛施術の中でも特に、施術を行う前に被施術者の肌の反応をチェックするためのテスト脱毛を行うことは必須で

あり、施術中の観察、施術後の充分な肌の冷却・鎮静、ホームケアについてのアドバイス等を充分に行うことが必要である。

また、当然のことながら、顧客からの申し出があった場合はもとより、レーザー脱毛を行うに当たっては、できる限り医師の紹介、同行といった処置が望まれる。

特に、注意すべきことは、顧客の中には施術の結果を性急に求める者もいるが、何をさておいても、適正な施術を行うために顧客と充分なコミュニケーションをとる必要があるということがある。

脱毛専門サロンによると、消費者（顧客）の中には自分の皮膚の特性を認識することなく施術の効果を性急に求める者や、施術の直後に強い日射しや多量の紫外線を受けるような海、山、スポーツ等の屋外のレジャーに行くことをサロン、施術者に伝えることなくその直前に脱毛を急ぐ顧客もあり（一般に、こうした事情がある場合、サロンではトラブル回避のため施術サービスの提供を行わないことになっている）、サロンとして施術に先立つカウンセリングの時点で顧客の生活行動を知ることも重要な基本動作の一つである。

さらに、脱毛後に必要な皮膚のケアや注意事項に頓着しない顧客も見受けられるため、顧客とのコミュニケーションがより重要になる。

（4）エステティックサロンにおける適正な施術の領域

エステティックにおける美容レーザー脱毛（一定期間の除毛・減毛効果）のための施術に関して、レーザー機器を使用する際の適正な施術方法について、レーザーの人体へ及ぼす安全面での考え方として従前から確立されているM P E（最大許容露光量（注参照））の考え方を踏まえ、現在使用されている機器の機種や媒質に応じた具体的な施術方法（出力レベル等の領域等）について、業界自身による基準の策定が必要なのではないかと考えられる。

（注）：M P E（Maximum Permissible Exposure、最大許容露光量）

人間の個人差を考慮し、50%の人が障害を受けるレーザー光の強さの10分の1の強さを安全なレーザー光の強さとする考え方で、露光量を管理する指標。

すなわち、レーザー機器を使用する際の出力を標準化すること、換言すれば、除毛・減毛の効果を考慮しつつ、施術の安全性を確保するための個々のレーザー機器で用いられる媒質に即した施術に際しての適正な出力の標準領域を検討し、施術の現場の注意を喚起していくことが必要である。

現在、既に機器メーカーにおいては、同様の趣旨から、出力（パルス幅、ジュール数、フルーエンス等）について、機器ごとに標準的なレベルを表示しているが、こうした知見も活かし、施術の現場に即し、より安全サイドに立った共通的な標準領域の確立が必要であると考えられる。

(5) 施術者の資質、技能水準の確保、向上

美容レーザー脱毛に用いられる機器自体の安全性の向上については、個々のメーカーにおいて技術の開発、改良等の取り組みが行われている。機器に関しては、操作の安全性を確保するための誤照射防止のための安全装置（フットペダル、ハンドピース両用の照射スイッチ、緊急停止装置、肌の冷却装置等）を備えたものが一般化している。

メーカーは一般に機器を購入したサロンの関係者に対して、レーザー脱毛に関する基礎理論（レーザー脱毛の原理、皮膚化学、毛髪科学等）や操作技術についての講習会の受講、終了を義務付けているほか、メーカー、代理店が発行するテキスト、取扱説明書、注意事項等の熟読を義務付けるのが一般的である。

また、メーカー共同の取り組みとして、延べ20時間程度の教育セミナーを定期的に開催し、適正な施術を確保するための施術者の意識の涵養、知識、技術水準の向上をバックアップしている例もある。

(6) 適正な施術を確保するための課題と取り組みの必要性

エステティックサロンで行われている施術に関して、平成13年11月に関係行政当局から、見解が示されている（厚生労働省医事課長文書（都道府県衛生主管部（局）長あて（平成13年11月8日付））。

同文書においては、「レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為」を医師免許を有しない者が業として行うことは医師法第17条に違反する旨、見解が示されている。

毛乳頭、皮脂腺開口部の破壊に関して、エステティックサロンで行う美容レーザー脱毛が当該事由に該当することのないよう業界関係者（メーカー・販売業者等）は、知見のある有識者や医師等の協力を得つつ、施術の安全性を検証し、施術者、利用者の双方に、適正な施術サービス提供のガイドラインといった形で、適正な施術の在り方を提示していく必要がある。

先に述べたように、エステティックサロンで行われている美容レーザー脱毛は、エステティックのスキンケアの一環として行うもので、美容上好ましくないむだ毛の手入れをする除毛・減毛を目的とするものである。

適正であると考えられる施術方法（出力レベル（パルス幅、ジュール数、フルエンス等）の領域）と施術効果を予め施術者に明示し、また、施術に使用する機器を当該領域に適合したものとすることにより、適正な施術の確保が担保され、消費者の身体へ過度の負荷を及ぼすケースの発生を低減させることができるのでないかと考えられる。

この場合、美容レーザー脱毛機器に使用されるレーザーの種類が発光の媒質により複数あることから、いずれのレーザーにも共通する閾値（領域）を設定することはできないが、各レーザーごとに検討していくことが必要とされている。

美容と癒し（リラクゼーション）を求めて来訪した消費者がサロンの提供する施術サービスにより、結果として身体に何らかの損傷を受けるようなことがあるとすれば、顧客満足とはまったく相反する状況をもたらすものであって、業として成立しないことを再認識すべきである。施術による損傷が臨床的治療を要する程度に至るものであるような場合はもとより、仮に軽微なものにとどまるとしても、契約違反どころか不法行為による損害賠償の責任を生ずることとなることを忘れてはならない。

こうしたことから、サロン関係者（経営者及び施術者）は、充分な施術サービスの提供体制（施術者のトレーニング等）と責任ある自覚のもとに施術サービスを提供する必要がある。また、業界自身が当事者として、サロンないし施術者向けに、上述した施術サービスの具体的な基準を検討し、現場への浸透を図るべきではないかと考えられる。

既に、施術トラブルに関する情報が消費者相談の専門機関に寄せられている現実を踏まえ、消費者の保護及び業の健全な発展の観点から、真剣な取り組みが求められている。

具体的な基準作りに際しては、広くエステティック業界の関係当事者の意見はもとより、レーザー分野の専門家、医師等の有識者の知見を活かし、かつ、現場の施術者が理解しやすく、また、消費者に対しても提供するサービスの妥当性をアピールできるもの（消費者にも分かりやすく、安全面についても安心できる）とする必要がある。

また、機器を供給するメーカー、販売業者等も、一連の適正な基準作りなどの検討作業に参画することにより、市場形成の当事者として相応の役割を果たすとともに、関連する業界全体で、共通的な育成、訓練システムを構築していくことが必要である。

一連の検討作業は、事実関係の整理、関係当事者の意見調整も含めて困難な課題であるが、サービスを求めて来訪した顧客（消費者）に対するサービス提供者としての責務であり、これらの対応をないがしろにすると、消費者の信頼を勝ち得ることは困難であり、エステティックサロンにおける美容レーザー脱毛のマーケットは縮小し、消滅するリスクすらはらんでいると認識すべきである。

3. ケミカルピーリングについて

（1）ケミカルピーリングの内容

エステティックで行うケミカルピーリングは、主に顔を対象として、溶剤（ピーリング剤）を塗布する方法により素肌を美しくする施術方法のことである。

ケミカルピーリングは、健康な肌を対象に化粧の乗りをよくする、肌に透明感を与える、しっとり感・潤い感を持たせること等を目的に行う肌の新陳代謝（ターンオーバー）を整えるスキンケアの一環である。

ケミカルピーリングによる芸能人の美白効果が話題になった時期もある。エステティックサロンにおいては、通常のスキンケアの一環としてとして、また新たに顧客にアピールするメニューとして普及しつつある。

る。

メーカー側からは、被施術者の個体差を観察し、また、どのような効果が期待されているのか、といったカウンセリングを適切に行うことができるか、ということを施術を行う際の条件として一層徹底するべきであるとしている。

4. 適正な施術に向けての取り組みとエステティック業界の今後

(1) エステティックサービスの展開

エステティック、ヘアケア、フレグランス（芳香）、リフレクソロジー（足底反射帯マッサージ）のような美意識、健康意識を追求するビジネスやフィットネス等の関連産業がインナービューティ（心身の癒し）にどのように応えていくのかという観点からそれぞれの事業領域において、事業者、企業家は、消費者ニーズへのアプローチと獲得に腐心し、新たな顧客層の開拓、マーケットの創造を行っている。

エステティックは人が人に対して行う心身の健やかさづくり、リラクゼーション等の提供が本質であり、医療とは目的も範囲も異なるものである。

また、エステティシャンは、相応の技術や豊富な経験、更には人間性が要求される職業であり、同時に肌や身体や心、化粧品、美容機器等に関する幅広い知識と理解が不可欠である。施術を通して得られる美的満足や深い癒し効果とともに、エステティシャンやサロンに対する信頼や安心感が今日のマーケット形成の基盤となっていることを忘れてはならない。

エステティック業は既に社会に定着したサービス分野の一つであり、美意識の変化、女性の社会参画の拡大、様々なストレス要因の増大、非コミュニケーションの日常化等の他、いつまでも若々しく元気で美くしさを希求するサクセスフルエイジングの観点からも、エステティックの社会的意義が認められている。美容と健康の市場は人の心に内在する潜在的ウォンツに応えることができる巨大なマーケットと言える。

したがって、エステティック業は、消費者のニーズとマインドから乖離することなく、最適のサービスを提供していく業態であることが必須である。今後、美と健康に係わる関連領域とのコラボレーションの考え方も認識され、具体的な事例も増加していくものと考えられる。

日本をはじめとして世界各地で開催されている美容機器、化粧品関連の展示会をみると、エステティック機器や化粧品等の商品開発は目覚ましく、一方、エステティックサロン側の新しい機器や施術に対する関心も高い。事業者は、多様化し、うつろいやすい消費者の嗜好性をとらえ、アピールする魅力の高い新たな施術メニューの工夫にも力を傾注している。

(2) 適正な施術のための関係当事者による取り組み

他方、新たな機器や施術メニューを入念な準備を経ることなく、急に導入すると、施術者の知識や技術の不足やサロンのシステムの未成熟から、新たな施術トラブルを生ずるおそれがあることを常に意識する必要がある。

施術による安全性と快適性を伴う質の高い顧客サービス提供のためには、メーカー、販売者によるエステティック事業者、サロン経営者、施術者等への適切な情報提供とともにサロンの現場に対する教育指導の充実が必要である。

大勢の人々が多様なチャンネルを通じて、美を追究することの結果として、エステティックサロンの施術サービスと医療領域が接近する場面も見受けられ、業態としてのエステティックの概念を再構築すべき時期にあるとの指摘もある。

エステティック業やそこに器材や施術材料を提供する事業者は、厚生労働省から示される考え方を十分に踏まえ、医療機関が行う美容医療とエステティックサロンが行う施術サービスの質的な違いを充分認識したうえで、エステティックの事業領域としての施術サービスの成熟を図っていく必要がある。

このような業をとりまく状況を踏まえ、利用者の期待に応えていくためには、当事者である業界関係者による様々な取り組みが必要であると考えられる。

別添の参考資料は、美容レーザー脱毛及びケミカルピーリングに関して、適切な施術サービスを提供していくためにサロンが留意すべき事項を、関係者からのヒアリング等を踏まえて、サロンの現場の目線で整理したものである。これらを踏まえ、業界関係者による精査、標準化に向けての検討が深まるこことを期待したい。

このような作業手順の周知、徹底に関する取り組みの他にも、利用者に対する適正な施術を確保していくためには、例えば、①施術レベル（出力レベル等）に関するガイドラインの策定及び普及、②施術者の育成システムの整備、③契約及び広告の適正化の徹底、④消費者からの情報の集約と対応のための専門チームの設置、⑤危害トラブル発生時の適切な初期対応の在り方のサロンへの普及、⑥医師・医療機関との連携の構築、といった取り組みを進め、実効性を担保していくことが必要であると考えられる。

特に、美容レーザー脱毛に関しては、今後、エステティックサロンにおける適正な施術サービスの在り方を明らかにし、それに沿った施術者の教育訓練を徹底するなど、関係当事者による主体的で具体的な取り組みが期待されるところである。

消費者のニーズ、関心に応え、適正な施術サービスを提供していくための仕組みを整えていくことは、エステティック業がサービス産業の一つの領域として成熟していくために当事者である事業者、業界関係者が熟慮し、真摯に取り組むべき作業である。

レーザー脱毛

- レーザー(Laser)とは、Light Amplification by Stimulated Emission of Radiationの略。
- レーザー光が毛に含まれメラニン（皮膚の色を決定する色素で、皮膚の基底層中のメラノサイトによって産生される）に達した場合、毛の温度は100°C以上にまで上昇し、その部分は気化（施術時には冷却装置やジェルで肌を冷却）し、その周囲の毛包にダメージを与えることにより脱毛の効果をもたらす。
- レーザー脱毛において使用されるレーザーについて次の4つの要素が重要であるとされる。
 - ①波長=単一光で、一般的には700~1000nmの波長が有効とされている。
 - ②パルス幅=衝撃電流（脈動電波）。照射時間はターゲットの熱緩和時間に近いと選択的に毛包にダメージを与えることが可能。
 - ③フルーレンス=照射出力が大きいほど効果が高い。
 - ④スポットサイズ=スポットサイズが大きいほどより深い部位に達する。
- レーザー光により周囲の組織ができるだけ傷つけないようにターゲットを選択的に破壊することを「選択的光熱融解論」(selective photothermolysis)の考え方と呼んでいる。
- レーザー脱毛は、毛周期の成長期の毛をターゲットとする（毛周期とは毛の生え始めから抜け落ちるまでのサイクルで「休止期」「成長期」「退行期」がある）。
- 皮膚の色調はタイプ1からタイプ6まで分類されている。
- レーザー脱毛機器は、光を発する媒質によりアレキサンドライトレーザー、Nd-YAG、レーザー、ダイオードレーザー、フラッシュランプなどの機種がある。
- 用途として、医療用と美容用の機器がある。
- フラッシュランプとは、可視光から近赤外線領域波長までを含んだ高輝度白色光をパルス化して照射する方法をいう。

ケミカルピーリング

- 皮膚に化学物質を塗布し、その作用により表面を一定の深さで剥脱させることである。
- ピーリング剤は皮膚を表面から化学的に融解し、その後の創傷治癒やそれに伴う炎症反応によって皮膚の再生を促す。
- 光老化に対する若返りrejuvenationやにきびなど、主に皮膚の美容的改善を目的としたskin resurfacingの一手法である（「ケミカルピーリングとコラーゲン注入のすべて」松永佳世子（文光堂刊）参照）。
- 使用されるピーリング剤は、アルファヒドロキシ酸（AHA：柑橘類に多く含まれることからフルーツ酸とも呼ばれている）に属する酸（グリコール酸、乳酸、リンゴ酸）、フェノール、TCA（トリクロロ酢酸）等が使用される。
- グリコール酸は体内にも存在し、表皮のターンオーバーの促進やコラーゲン、エラスタンなどの真皮成分の産生を促進するほか、メラニンの産生を抑制する。
- ピーリング剤の皮膚への深達度によって、4つに分類されている。
- エステティックでは、主にグリコール酸、乳酸等が使用されている。

適正な施術サービス（美容レーザー脱毛）のためのサロンの留意事項

〈設備・環境〉

- ・誤使用及び散乱光の影響を最大限抑えるため、機器の設置場所は壁に囲まれた個室が望ましく、窓がある場合はカーテン等で覆うようとする。
- ・レーザー照射中に不用意に部屋のドアが開かないように使用中はその旨をドアの外側に明示すること。
- ・部屋の中には鏡等のレーザー光が反射するものは置かない。（万一置く場合は布等で覆うこと）。
- ・美容レーザー脱毛機器は定期的な点検及びメンテナンスを心掛けこと。

〈トリートメント前〉

- ・お客様へのカウンセリングを必ず実施し、美容レーザー脱毛を正しい理解を得ること。
- ・日焼け及びスキントラブルの有無の確認。
- ・スキンタイプを確認。
- ・今までの自己処理方法の確認。
- ・既往歴の確認。
- ・禁忌の説明（美容レーザー脱毛が受けられない場合の説明）。
- ・脱毛希望部位、脱毛範囲の確認。
- ・来店周期（毛周期）について説明。

〈脱毛直前の準備〉

- ・照射部位のむだ毛をカット。
- ・照射部位の消毒。
- ・必要であれば照射範囲を確認するためマーキングする。（必ず赤色のペンを使用、黒色は不可）。
- ・肌の冷却装置が内蔵されていない美容レーザー脱毛機器の場合、肌を冷却するジェルを照射部位に塗布。
- ・お客様、施術者ともにゴーグルを着用。
- ・テスト照射を行う。スキンタイプによっては基本出力（パルス幅・フルーエンス）を設定し、テスト照射。
- ・テスト照射後5～10分後に肌の観察を行い、適切な出力で本照射。

〈トリートメント中〉

- ・照射中の肌の冷却（冷却装置またはジェルによる冷却）。

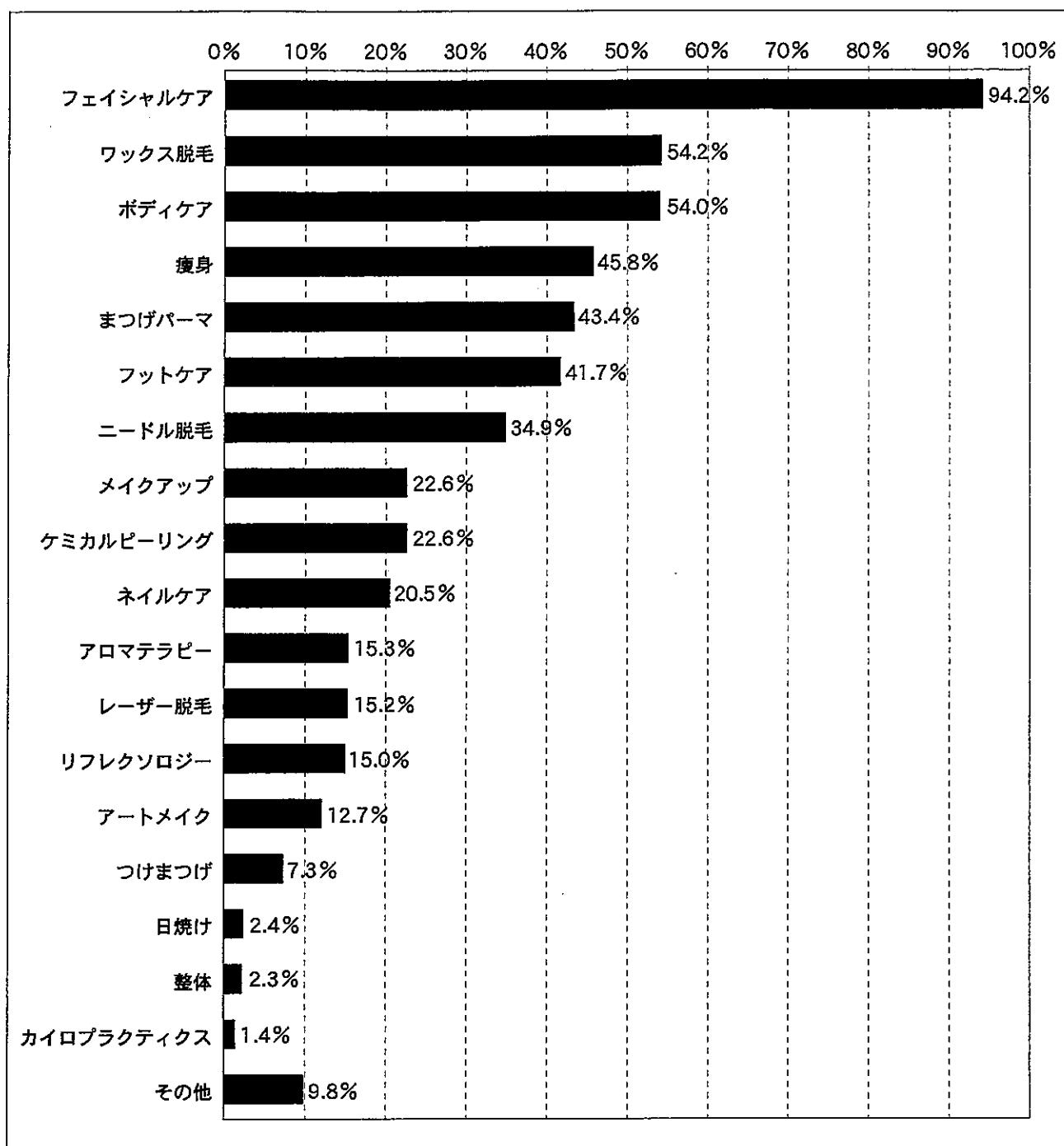
〈トリートメント後〉

- ・お客様に美容レーザー脱毛後（ホームケア）の注意事項を説明。
- ・照射部位は冷却を充分に行う。
- ・照射部位は常に清潔に保って痒みがあつても絶対搔かないように注意。
- ・美容レーザー脱毛期間中は遮光を心掛けることを注意。
- ・照射部位に火照りが感じられる場合は、当日の入浴は温かめのシャワーのみとするよう注意。
- ・照射当日は汗をかくような激しいスポーツは避けるよう注意。
- ・来店周期の確認。（毛周期に合わせた来店周期を要請）
- ・万一、ご自宅でご不安なことがあった場合は、必ずサロンにご一報いただくことを確認。

〈禁忌〉 * 次に該当する場合、絶対に施術を行ってはならない。

- ・妊娠中の方
- ・光感受性を高める薬を内服している方
- ・500～1200nmの光を禁忌とする薬を内服している方
- ・日焼けをしている方
- ・スキンタイプ6（黒人）の方
- ・糖尿病の方
- ・アルコール中毒の方
- ・ケロイドになりやすい方
- ・皮膚に病変（切り傷、炎症、その他の術後）がある場合
- ・原因不明の病変（大人になってからのホクロ等）がある場合
- ・てんかん発作の既往症がある方
- ・刺青の上の施術～刺青が薄くなる可能性がある
- ・ニキビ用の軟膏を使用している場合～皮膚の乾燥
- ・施術部位に色素沈着（しみ、ホクロ）または色素性病変（アザ等）のある場合

[エステティックサロンにおいて行っている施術サービス]



*回答数1,095（有効回収率13.7%）、複数回答。

出所：「「エステティックサロン業」の実態に関する調査」（2001年3月、
経済産業省商務情報政策局サービス産業課）データから作成

[経営形態別でみた施術サービス]

	N	フェイシャル	ワックス脱毛	ボディケア	痩身	まつげパーマ	フットケア	ニードル脱毛	マイクアップ	ピーリング ケミカル
株式会社	315	93.7	62.5	58.7	61.0	24.1	36.2	53.3	16.2	27.3
有限会社	238	95.0	50.8	55.0	45.8	51.3	43.7	32.8	26.5	23.1
個人	529	94.1	50.7	50.9	37.4	51.8	44.4	25.1	24.6	19.8

出所：（前掲）

[危害報告の事例 (2)]

(2) レーザー脱毛が原因と考えられるケース

	施 術 方 法	発生した身体被害	治療期間 (空欄は、不明または医者にかかりず)
1	毛根に針を入れ、レーザー光線を当てる	腋の下が黒くなり、金属アレルギーになった。	半年間
2	レーザー脱毛	熱傷になり跡が残った。	1か月以上
3	"	熱傷、跡が残って痛い。	1か月以上
4	"	赤く水泡ができた。熱傷。	3週間以上
5	"	大腿と腕に熱傷状態。	3週間以上
6	"	熱傷、毛穴に沿って水泡、かさぶた。	3週間以上
7	"	かゆみ、かさぶた、白斑点。	3週間以上
8	"	熱傷状態で熱が出た。	3週間以上
9	"	熱傷、水膨れ。	1週間以上
10	レーザー脱毛	熱傷。	1週間以上
11	"	アトピー性皮膚炎が再発。	1週間未満
12	"	化膿。	1週間未満
13	"	黒ずみ、痛み、かゆみ。医者は「接触性皮膚炎」とのこと。	1週間未満
14	レーザーの後、ピンセットで皮膚を引っ張る	腫れ、痛み、傷。	
15	光を当てる	湿疹、かゆみ、シミ。	1週間以上
16	光処理	10円玉大の熱傷。	

出所：（前掲） p.9~10

[毛の周期と深さ]

	休止期	成長期	休止期期間	毛の密度	毛の深さ
頭皮	13%	85%	12~16週	350/cm ²	3~5mm
ひげ	30%	70%	10週	500/cm ²	2~4mm
口唇上	35%	65%	6週	500/cm ²	1~2.5mm
腋下	70%	30%	12週	65/cm ²	3.5~4.5mm
ビキニライン	70%	30%	12週	70/cm ²	3.5~4.5mm
腕	80%	20%	18週	80/cm ²	3~4.5mm
下腿大腿	80%	20%	24週	60/cm ²	2.5~4.0mm
胸部	70%	30%		65/cm ²	
体幹部				70/cm ²	2~4.5mm

R.N.Richards, M.D G.E.Meharg, R.N 著
Cosmetic and Medical Electrolysis and Temporary Hair Removal より

出所：「美容脱毛レーザーライト安全講習会テキスト」

(2001年11月、美容脱毛レーザーライト安全普及会) p 63

[T.B.Fitzpatrick によるスキンタイプの分類]

Fitzpatrick によるスキンタイプ分類

日光を長時間浴びた時の皮膚の反応をもとに分類されている

- Type 1: 常に火傷のように赤くなり、その後、日焼けが色として残ることはない
- Type 2: 常に火傷のように赤くなる。その後、時には日焼けの色（茶色）が薄く残ることもある
- Type 3: 時には赤くなり、時には茶色の色が残る
- Type 4: まれに赤くなることもあるが、通常は茶色くなる
- Type 5: 赤くなることはなく、かならず茶色くなる
- Type 6: 黒人

出所：(前掲) p 59

エステティック事業における適正な施術の在り方に関する検討会

*平成14年3月31日現在

(1) 検討委員

(座長) 北里研究所病院 美容医学センター長	宇津木龍一
日本エステティック業協会 理事長	井上 宏之
日本エステティック業協会 理事	天辰 文夫
経済産業省商務情報政策局サービス産業課長	佐味 佑介

(2) 事務局

経済産業省商務情報政策局サービス産業課 課長補佐	大原 晃洋
経済産業省商務情報政策局サービス産業課 係長	増田 治彦
(有)高野事務所 代表	高野 令史

(3) 検討経緯

第1回 平成13年12月13日(木) 19:00~21:30

第2回 平成14年 1月10日(木) 18:30~21:30

第3回 平成14年 3月11日(月) 18:30~20:30